関連する義務	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	イスラエルは、人の健康（健康に関する機関、機器、サービス、データの交換及び製品を含む。）、教育、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス（所得に関する保障又は保険、社会保険、社会福祉、公営住宅及び保育を含む。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、この社会事業サービスは、公共の目的のために設立され、又は維持される範囲内に限る。
現行の措置	

七

分野	流通サービス
小分野	
産業分類	CPC 六二一一二　食品、飲料及びたばこの手数料の支払又は契約に基づく販売
	CPC 六二一一三　燃料、金属、鉱石、材木、建築資材並びに工業用の及び技術的な化学物質の手数料の支払又は契約に基づく販売
	CPC 六二一一七　医薬品、医療用品及び化粧品の手数料の支払又は契約に基づく販売
	CPC 六二二二六　飲料の卸売サービス
	CPC 六二二二八　たばこの卸売サービス
	CPC 六二二五　医薬品、医療用品及び化粧品の卸売サービス
	CPC 六二二七　農産物以外の中間製品の卸売サービス並びに再利用のための廃品、くず及び材料の卸売サービス
	CPC 六三一〇七　その場において消費されない飲料の小売販売
	CPC 六三一〇八　たばこの小売販売
	CPC 六三二一　医薬品、医療用品及び化粧品の小売販売
関連する義務	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	イスラエルは、次の流通サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 次のいずれかの問屋サービス (i) アルコール飲料及びたばこ (ii) 燃料 (iii) 医薬品、医療用品及び化粧品 (b) 次のいずれかの卸売サービス (i) アルコール飲料 (ii) たばこ (iii) 医薬品、医療用品及び化粧品 (iv) 農産物以外の中間製品並びに再利用のための廃品、くず及び材料 (c) 次のいずれかの食品の小売サービス (i) アルコール飲料 (ii) たばこ (d) 医薬品、医療用品及び化粧品に関する食品以外の小売サービス
現行の措置	

八

分野	計画に関する事項及び建設業
小分野	
産業分類	建設業
関連する義務	最恵国待遇（第三条）
概要	イスラエルは、建設業の分野における企業に対する特定の有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

九

分野	金融サービス
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	イスラエルは、次の金融サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 信用を供与し、及び預金を受け入れる金融協同組合（信用組合） (b) 相互扶助のための無利子の貸付け及び預金を扱う機関 (c) クレジットカードの発行者及び取引の処理を行う者 (d) 決済サービス提供者（PSP） (e) クラウド・ファンディングのプラットフォーム (f) 信用情報データベース（信用情報機関） (g) 金融商品の仲立業及び証券業を行う者とは、証券を売買する事業を行う者又は会社であって、仲立業及び証券業を行う者及び証券業者の双方の業務を行うものをいう。 注　「無利子の貸付け及び預金を扱う機関」とは、三十以上の預金者を受け入れ、並びに預金サービス及び貸付金を双方とも無利子で提供することを認められた機関をいう。
現行の措置	

十

分野	郵便サービス及びクーリエ・サービス
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
	経営幹部及び取締役会（第六条）
概要	イスラエルは、五百グラム未満の物のための郵便サービス及びクーリエ・サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十一

分野	技術的な試験及び分析のためのサービス
	送水
	林業に付随するサービス
	人以外を対象とした健康に関するサービス
	炭化水素、鉱物、石及び骨材の探査及び採掘、使用並びに販売
	通信業
	運輸業
	エネルギー産業（天然ガス、石油及び電力を含む。）
小分野	
産業分類	
関連する義務	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	1　イスラエルは、「分野」に掲げる分野（エネルギー産業の分野を除く。）における特許又は免許の付与に関する措置（この協定第六条1(h)の規定に関係する措置を除く。）を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　イスラエルは、エネルギー産業の分野における特許又は免許の付与に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十二

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	民営化
関連する義務	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	1　イスラエルは、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、地位を有する者又は特定の職員の国籍又は永住権に関する措置を採用し、又は維持すること。 (d) 後継企業の経営、主たる業務及び事業の中心地の場所を制限すること。 注　この表の適用上、「地位を有する者」とは、代表取締役、最高業務責任者、代表取締役代理、副代表取締役若しくは他の同等の地位にある者、取締役又は代表取締役に対して直接報告を行う他の職員であって、会社法（千九百九十九年）第一条に規定するものをいう。さらに、代表取締役は、最高経営責任者と同等の地位であることが了解される。
現行の措置	